

いすみ市市制施行20周年記念ロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、いすみ市市制施行20周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 ロゴマークのデザインは、別図のとおりとする。

(著作権)

第3条 ロゴマークに関する著作権は、いすみ市（以下「市」という。）に帰属する。

(使用の承認申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、いすみ市市制施行20周年記念ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市及び市職員が業務に関し使用するとき。
- (2) 市内の学校が教育目的で使用するとき。
- (3) 市又は市教育委員会が共催又は後援する事業に使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) 個人及び団体が非営利目的で市の情報発信等のために使用するとき。
- (6) その他承認の手続きを必要としないと市長が認めるとき。

(使用の承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、ロゴマークの使用を承認したときは、いすみ市市制施行20周年記念ロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第6条 市長は、第4条の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 営利を目的とするとき。ただし、市内に事業所等をもつ事業者であって、あらかじめ市長の承認を受けたものを除く。
- (2) 法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。

- (3) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあると認められるとき。
- (4) 特定の個人又は団体等の売名に利用されるおそれがあると認められるとき。
- (5) 市及びロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長がロゴマークの使用について不適當であると認められたとき。

2 市長は、前項の規定により、ロゴマークの使用を承認しないときは、いすみ市市制施行20周年記念ロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（使用承認期間）

第7条 ロゴマークの使用承認期間は、令和8年3月31日までとする。ただし、印刷した印刷物に残余が生じた場合その他の理由により市がやむを得ないと認める場合にあっては、この限りでない。

（使用上の遵守事項）

第8条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークは、定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変等の応用使用はしないこと。ただし、単色での印刷は可とする。
- (2) 市から要請があった場合には、ロゴマークの使用実態を報告すること。

2 第5条の規定によりロゴマークの承認を受けた者（以下「承認者」という。）は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された目的及び用途にのみ使用すること。
- (2) 使用承認に際して条件を付された場合は、それに従うこと。
- (3) 使用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

（使用料）

第9条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用の変更承認）

第10条 承認者は、申請内容を変更しようとするときは、あらかじめいすみ市市制施行20周年記念ロゴマーク使用変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定したときは、いすみ市市制施行20周年記念ロゴマーク使用変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により当該申請をした承認者に通知するものとする。

（使用承認の取消し）

第11条 市長は、承認者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この告示及び承認の内容（承認に際して付した条件を含む。）に違反していると認めるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (3) 虚偽行為により第三者に損害を与えるような使用をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、不相当と認められる事実があったとき。

2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、いすみ市市制施行20周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第6号）により、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認を受けて作成した物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。

（責任の制限）

第12条 市は、使用者が第三者に与えた損害又は使用承認の取消し等により承認者が被った損害に対しては、一切その責任を負わない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別図（第2条関係）

